

V ごみ減量促進事業

1. ごみ減量促進事業の背景

松戸市は首都東京に隣接しており、東京のベットタウンとして昭和36・37年頃から急速に人口が増加し、これに伴いごみの排出量も増加の一途をたどってきた。

これらの状況に対処するため昭和53年4月からごみの4分別収集(のち昭和59年4月から5分別収集、平成13年4月から8分別収集)を開始し、ごみの減量化及び資源化の促進を図っている。

しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動により、使い捨て製品等が多量に廃棄され、増加したごみの処理が大きな問題となってきた。

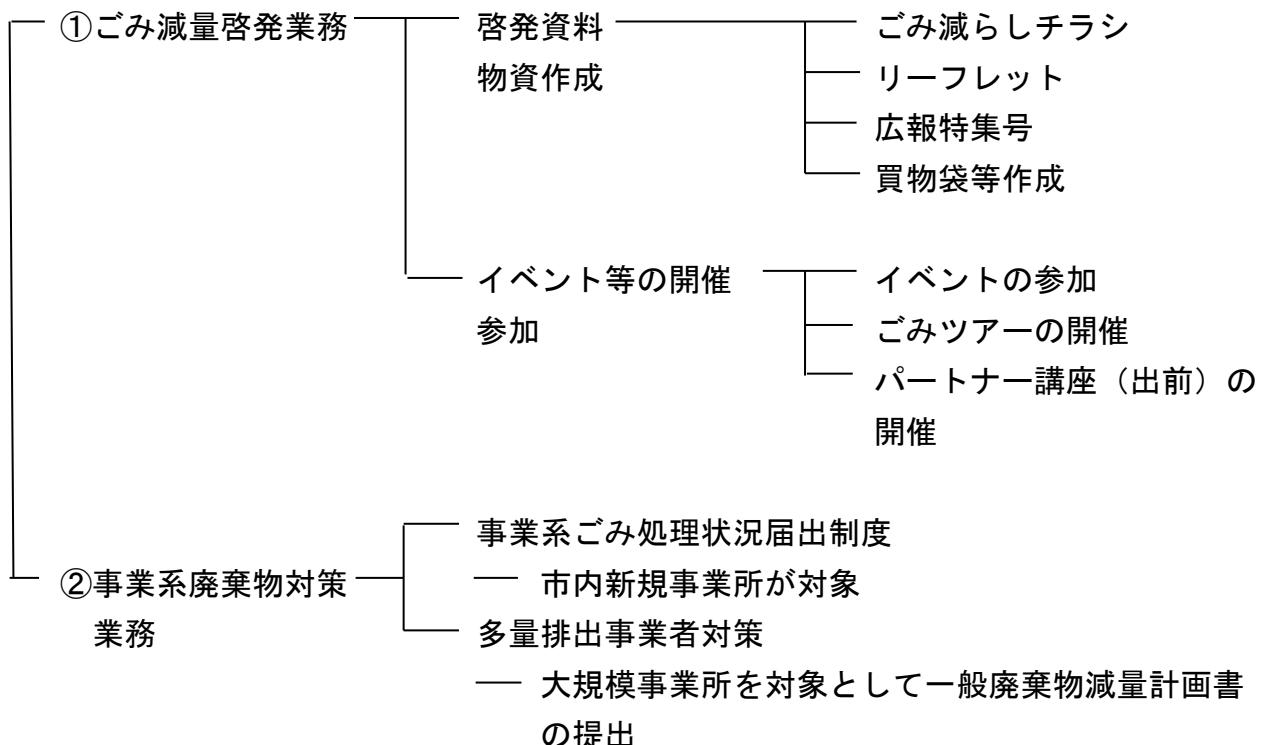
この問題を解決するためには、従来の社会経済活動の在り方やライフスタイルの見直しをするとともに、廃棄物を循環資源と位置づけ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできるだけ低減する、いわゆる「資源循環型社会」の構築を図ることが必要となってきた。

「単に燃やして埋める」という従来の処理体制から市民・事業者及び行政が一体となって強力にごみ減量施策を実行していくための、ごみ減量化、再資源化の体制を整えていくことが急務となってきた。

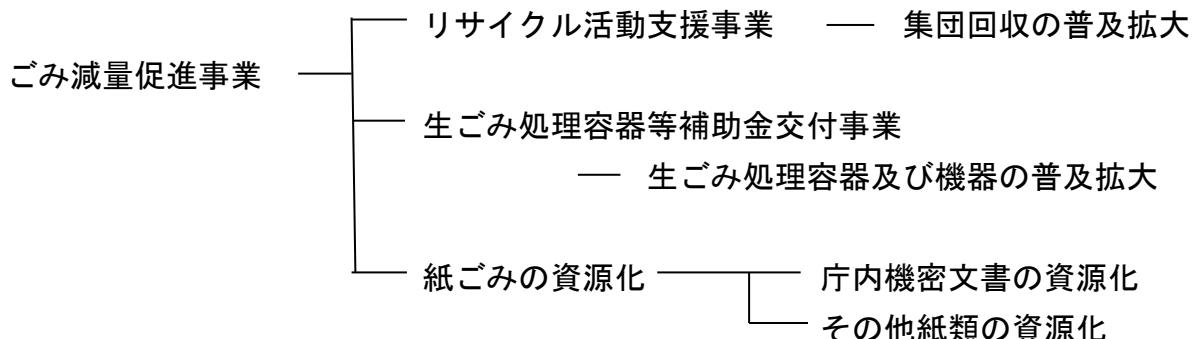
そのため、ごみ減量促進事業を具体的に実行する課として、平成2年4月に「ごみを減らす課」を設置し、その後、初期の目的を達成することができたことから、平成8年4月から清掃管理課へ統合し、「ごみを減らす係」として従来どおりの事業を促進することとなった。(平成15年4月、環境業務課へ統合)

平成25年4月、環境業務課 ごみを減らす係で行っていた事業を、一部廃棄物対策課に移管して事業を促進することとなった。

2. 廃棄物対策課の業務体系



3. 環境業務課管理係の業務体系



4. ごみ減量啓発事業

①ごみ減量啓発業務 一広報の果たす役割一

－啓発資料物資作成－

松戸市では早くから「ごみ減量」に目を向け、市広報紙を通じて積極的にごみ減量の重要性を市民に訴えてきた。

排出源から最終処分されるまで、また、ごみを再資源化するルートを正しく知ることにより、ごみに対する意識は変わってくる。市民へ訴え、啓発していく方法として、視覚に訴えるポスターや広報の果たす役割は大きい。

平成2年度から、市民向けチラシ「松戸ごみ減らし」を発行し、各号ごとにメインテーマを掲げ12号まで発行してきた。

1号：タマゴ1個分の減量が、松戸市を変える。

2号：ごみにするか、資源にするか、紙一重。

3号：NO！という主張（ごみ拒否権一買わない、持ち込まない、捨てない）

4号：企業努力で実施したい「ごみ減量大作戦」

　　－ワタシを活かすチャンスをください

5号：ごみ減量の鍵は、あなた自身が握っている－これも貴重な資源

6号：「事業ごみ」は、すべて事業者に自己責任があります。

　　－お客様の厳しい目が光っている－

7号：「市制施行50年記念ポスター」みんなが望むリサイクル

8号：EMボカシでごみ減らし

9号：「リサイクル都市まつど」へ！

　　[ごみの分別] [再利用] [ごみ減らし] にご協力ください。

10号：リサイクルマークの確認から始まるペットボトルの再生システム

11号：事業系ごみ（一般廃棄物）の減量とリサイクルにご協力ください。

12号：リサイクル都市「松戸」づくりへ（再生品使用の促進）

平成13年度から「まつどリサイクル通信」を発行している。

1号：公共収集の資源ごみ収集と集団回収（リサイクル活動）の違い

2号：お買い物はエコロジカルに！

3号：ひとり一人のちょっとした心がけや行動が“地球にやさしい暮らし”につながります。

4号：ライフスタイルを見直そう“ごみを出さない暮らし方”考え方。

5号：明日とはいわず、今日、今からできる“家庭での「ごみ減量法」”

6号：“考え方”ごみを出さない「暮らし方」

7号：家庭での「ごみ減量法」のコツは？？

8号：どこへ持つて行っているの？ 松戸市内で出たごみ

9号：プラスチック製の物は、どうやって分けるの？

10号：家庭から出る生ごみを「減らして」みませんか！

特別号：リサイクルするプラスチックの分別について

11号：クリンクル協力店を利用しませんか？

また、六市「松戸市・市川市・船橋市・千葉市・柏市・習志野市（平成23年度加入）」による合同事業として、ポスター、リサイクルノート等を作製し、ごみ減量リサイクル意識の高揚を図った。

| | |
|---------|---------------|
| 平成3年～5年 | ポスター作製 |
| 平成6年～7年 | リサイクルノート作製 |
| 平成8年 | トイレットペーパー作製 |
| 平成9年 | リサイクルシャープペン作製 |
| 平成10年 | リサイクルボールペン作製 |
| 平成11年 | 買物袋作製 |
| 平成12年 | リサイクルボールペン作製 |
| 平成13年 | リサイクル蛍光ペン作製 |
| 平成14年～ | 買物袋作製 |

－イベントの参加－

桜まつり・松戸まつりなどのイベントに参加し、一人でも多くの方にごみ減量を呼びかけている。

－ごみツアーオの開催－

隔月に1回実施。ただし、7・8月は親子ごみツアーオとして実施している。
なお、20名前後の団体で申し込みがあれば随時実施。

[平成25年度実績] 14回実施で214名の参加

－パートナー講座（出前）の開催－

市民団体等の要望により、平日・休日を問わず午前9時から午後9時までの間で2時間以内とし、開催場所を市内に限定し実施している。講座内容は、ごみの分け方・出し方、減量の工夫に関するノウハウやごみの処分、リサイクルの方法などの情報を提供している。

[平成14～25年度実績] 63回実施で1,957名の参加

②事業系廃棄物対策業務

平成6年度より施行された「松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、増え続ける事業系ごみ対策として新たに2つの制度が導入された。

その1つが大規模事業所（延べ床面積3,000m²以上、小売業にあっては500m²以上）に対して「事業系ごみ管理責任者」の選任と「減量計画書」の提出を義務付けた「多量排出事業者制度」である。

さらに、市内の全ての事業者を対象としてごみの排出形態と排出量の実態を届出する「事業系ごみ処理状況届出制度」を導入し、事業者の自己処理責任の明確化を図っている。なお、平成23年度から既存の事業者に届出制度が浸透したことから、新規事業者のみを対象に届出書の提出を求めるとした。

これらの制度を通じて、事業者指導を積極的に推進し、事業系ごみの減量化・適正処理を図っていく。

5. ごみ減量促進事業 —リサイクル活動支援事業—

平成3年度よりごみの減量及び資源の有効利用のため、リサイクル活動を推進する団体及び回収業者に対し、奨励金を交付している。

奨励金は市に登録している町会・自治会などの団体、回収業者を対象に「びん・缶・紙・ペットボトルなど」の資源を回収して業者に引き渡した場合、団体と回収業者に品目に応じた奨励金を交付している。

| | |
|-----------------|-------|
| 平成26年3月末現在登録団体数 | 469団体 |
| 平成26年3月末現在登録業者数 | 25業者 |

[平成26年度第1期奨励金単価]

| | | |
|------|------------------|----------|
| 回収団体 | ・紙類等、空き缶類、ガラスびん類 | 2円／kg |
| | ・ペットボトル | 10円／kg |
| 回収業者 | ・紙類等 | 1.0円／kg |
| | ・空き缶 | 29.5円／kg |
| | ・ペットボトル | 63.0円／kg |
| | ・ガラスびん類 | 29.5円／kg |

※平成26年4月1日現在の相場等を参考として算出、四半期毎の相場により変更の予定有り。

—生ごみ処理容器等補助金交付事業—

平成元年度よりごみ減量化対策の一環として平成5年度までの期間、家庭用生ごみ処理容器購入者に対して1基につき3,000円（ただし1世帯2基まで）補助してきた。

平成6年度からは、容器の対象品目（EM密閉専用容器）を拡大すると共に、家庭用生ごみ減量化機器も補助対象として、生ごみの減量化の促進を図っている。

補助金額（100円未満切り捨て）

| | | |
|----------|----------|------------------|
| 生ごみ処理容器 | 購入金額の1/2 | 1基につき 6,000円を限度 |
| 生ごみ減量化機器 | 購入金額の1/3 | 1基につき 20,000円を限度 |

平成25年度末までの実績

| | |
|-----------|--------------------|
| コンポスト他 | 5,027基（平成元年度からの累計） |
| E M密閉専用容器 | 3,313基 |
| 生ごみ減量化機器 | 3,443基 |

－紙ごみの資源化－

ごみ減量啓発事業では、市民の意識を行動に移していくための具体的な事業を企画し、市民の積極的な参加を呼びかけ、ごみの減量化の促進と意識の高揚を図っている。

松戸市でも昭和53年から実施している庁舎内紙ごみの資源化を、平成2年より更に回収品目を細分化し、名刺の大きさから資源化を図るとともに、職員への意識の啓発を図っている。

さらに、平成3年度から機密文書の資源化に取り組み、平成25年度は72,930kgを回収し、資源化を図った。